

番 号
平成23年3月8日

別記団体の長

消費者庁次長 名 印

消費生活用製品安全法に基づく報告義務等の周知について

平成19年5月、消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)に基づく重大製品事故情報の収集・公表制度が創設され、製造事業者等には、重大製品事故を知った場合は速やかに国に報告することが義務づけられたところです。

これら重大製品事故情報の収集等については、先般、総務省により「製品の安全対策に関する行政評価・監視」がまとめられました。この勧告においては、消費者庁に対して、同法第35条の報告義務に係る周知等を行うことが求められています。

つきましては、貴団体におかれては、下記2点に関し、会員企業に対して周知していただくよう要請いたします。消費者庁は、同法の報告義務等の周知に関して一層取組を強化してまいりますので、貴団体におかれては、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

記

(1)消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告義務

消費生活用製品の製造事業者・輸入事業者は、重大製品事故を知った場合、消費者庁へ迅速かつ的確に報告してください。この報告の期限は10日(知った日も含め)です。(同法第35条)

なお、製造事業者・輸入事業者・小売販売事業者等は、重大製品事故には該当しない製品事故を知った場合、N I T E ((独)製品評価技術基盤機構)の本部又は支所へ迅速かつ的確に報告してください。(経済産業省通達)

(2)事業者における製品事故情報の公表

製造事業者・輸入事業者・小売販売事業者は、製品事故に関する情報を収集し、これを消費者へ適切に提供するよう努めてください。(同法第34条)

<重大製品事故の報告先> 消費者庁消費者安全課 製品事故情報担当 小林

TEL 03-3507-9204 FAX 03-3507-9290